

## 産業廃棄物処分業許可証

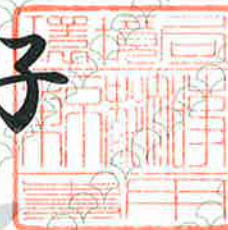
住所 東京都墨田区横川三丁目9番3号

氏名 株式会社環境整備  
代表取締役 廣田 健史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 2月 4日

許可の有効年月日 令和 4年 2月 3日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 中間処理の方法と処理する産業廃棄物の種類

破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、  
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上7種類)

圧縮：金属くず（空き缶に限る。)

(以上1種類)

## 2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおりに）

(1) 東京都葛飾区宝町二丁目18番5号

(2) 東京都足立区千住桜木二丁目18番5号

## 3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 14年 2月 4日 新規許可

平成 29年 2月 4日 更新許可 第3回

平成 31年 3月 15日 変更届 2 (2) 施設における破砕施設の追加

## 5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都葛飾区宝町二丁目18番5号

| 施設種類 | 産業廃棄物の種類              | 単独処理能力    | 混合処理能力   | 設置年月日       | 施設許可番号 | 施設許可年月日 |
|------|-----------------------|-----------|----------|-------------|--------|---------|
| 破 碎  | 廃プラスチック類              | 3.5(t/日)  | 6.7(t/日) | 平成13年11月16日 | -----  | -----   |
|      | 紙くず                   | 6.9(t/日)  |          |             |        |         |
|      | 繊維くず                  | 2.3(t/日)  |          |             |        |         |
|      | ゴムくず                  | 12.0(t/日) |          |             |        |         |
|      | 金属くず(廃乾電池を除く。)        | 32.4(t/日) |          |             |        |         |
|      | ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | 34.8(t/日) |          |             |        |         |
| 圧 縮  | 金属くず(空き缶に限る。)         | 2.9(t/日)  | -----    | 平成13年11月16日 | -----  | -----   |

(2) 施設所在地：東京都足立区千住桜木二丁目18番5号

| 施設種類 | 産業廃棄物の種類  | 単独処理能力    | 混合処理能力      | 設置年月日      | 施設許可番号 | 施設許可年月日 |
|------|---|-----------|-------------|------------|--------|---------|
| 破 碎  | 廃プラスチック類  | 4.09(t/日) | 11.5(t/日)   | 平成16年3月30日 | -----  | -----   |
|      | 金属くず  | -----     |             |            |        |         |
|      | ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず   | -----     |             |            |        |         |
|      | 紙くず   | -----     |             |            |        |         |
|      | 繊維くず  | -----     | 7.79(t/日)   |            |        |         |
| 破 碎  | 木くず   | 4.27(t/日) | -----       | 平成16年3月30日 | -----  | -----   |
| 破 碎  | 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ(いずれも水銀使用製品産業廃棄物)に限る。) | -----     | 14.400(本/日) | 平成31年3月14日 | -----  | -----   |

(以下余白)

